

市報第1号 横浜市国民健康保険条例の一部改正についての専決処分報告

横浜市国民健康保険条例に傷病手当金を規定する一部改正について、専決処分を行いましたので報告します。

1 専決処分の理由

新型コロナウイルス感染症に対する緊急対応策（第2弾）の一部として、3月10日と3月24日に「新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する傷病手当金の支給等について」が厚生労働省から示されました。

これに伴い、本市においても国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）に基づく傷病手当金の支給（任意給付）を可能とするため、横浜市国民健康保険条例（昭和35年12月横浜市条例第35号。以下「条例」という。）の一部を改正する必要性が生じました。

特に緊急を要する案件であることから、地方自治法第179条第1項の規定により市長において専決処分を行いました。

2 条例の一部改正の概要

国民健康保険制度において、傷病手当金は、保険者が任意で条例制定し支給することができるものとされています。

今回、国による緊急対応策の趣旨をふまえ、保険給付の種類に「傷病手当金」を加えるとともに、「金額の算出方法等」を規定しました。

3 傷病手当金の概要

(1) 対象者

国民健康保険加入者のうち被用者で、新型コロナウイルス感染症に感染した者、又は発熱等の症状があり感染が疑われる者で、労務に服することができなくなった者

(2) 支給内容

直近の継続した3か月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×2/3×日数
（給与が喪失・減少した期間に支給）

(3) 適用期間

令和2年1月1日から9月30日の間で療養のため労務に服することができない期間

4 公布及び施行日

令和2年4月15日

横浜市国民健康保険条例（昭和35年条例第35号）新旧対照表

現行	改正後
○横浜市国民健康保険条例	○横浜市国民健康保険条例
<p>(第1条から第4条まで省略)</p> <p>(保険給付の種類)</p> <p>第5条 保険給付の種類は、法に定めがあるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>(1) 出産育児一時金の支給</p> <p>(2) 葬祭費の支給</p> <p>(3) 障害児育児手当金の支給</p> <p>(第6条から第11条の3まで省略)</p>	<p>(第1条から第4条まで省略)</p> <p>(保険給付の種類)</p> <p>第5条 保険給付の種類は、法に定めがあるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>(1) 出産育児一時金の支給</p> <p>(2) 葬祭費の支給</p> <p>(3) 障害児育児手当金の支給</p> <p>(4) <u>傷病手当金の支給</u></p> <p>(第6条から第11条の3まで省略)</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</u></p> <p>第11条の4 <u>給与等（俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与をいい、健康保険法第3条第6項に規定する賞与を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができな</u> <u>いとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症に感染したことが疑われる場合に限る。）は、その労務に服することができなくな</u> <u>った日から起算して3日を経過した日からその労務に服することができない期間、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、傷病手</u> <u>当金を支給する。</u></p> <p>2 <u>傷病手当金の額は、労務に服することを予定していた日1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の額の合計額を就労日数で除した額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する額（その額</u> <u>に、50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げるものとする。）とす</u></p>

る。ただし、その額が、健康保険法第40条第1項の規定による標準報酬月額等級のうちの最高等級（同条第2項の規定により最高等級の上に更に等級を加える標準報酬月額の等級区分の改定が行われたときは、その加えられた等級）の標準報酬月額の30分の1に相当する額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する額（その額に、50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げるものとする。）を超えるときは、当該相当する額とする。

3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

4 第1項の期間において、給与等の全部若しくは一部の支払を受けることができる者又は同一の事由につき、労働基準法（昭和22年法律第49号）の規定による休業補償、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定による休業補償給付若しくは休業給付若しくはこれらに相当する補償（以下「休業補償等」という。）を受けすることができる者に対しては、これらを受けすることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、給与等の一部の支払又は休業補償等を受けすることができる者に対しては、当該給与等の額及び当該休業補償等の額の総額が第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

5 第1項及び前項ただし書の規定にかかわらず、傷病手当金の支給は、同一の事由につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定によって、これに相当する給付を受けすることができる場合には、行わない。

（第12条から第27条まで省略）

付 則

（付則第1項から第19項まで省略）

(傷病手当金の支給に関する規定の失効)

20 第5条第4号及び第11条の4の規定は、令和2年9月30日以後の規則で定める日(以下「失効日」という。)限り、その効力を失う。ただし、これらの規定による傷病手当金の支給(以下「支給」という。)を始める日が失効日以前である場合の支給については、これらの規定は、失効日後においても、なおその効力を有する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の横浜市国民健康保険条例の規定は、令和2年1月1日から適用する。